

滞納は許さない!!

市税等の納期限内納付にご協力ください

滞納は市民サービスに支障をきたします

市税等は私たちの生活に身近な教育、福祉、生活環境の整備などを充実させる上で貴重な財源です。市税等の滞納は、その財源確保に大きな影響を及ぼし、市民サービスに支障をきたします。そして何より、納期限内に納付していただいている人の公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの不必要な経費に税金を使うこととなります。

滞納すると

延滞金がかかります

市税等を納期限までに納付しな

かった場合、滞納している本税と別に延滞金が発生します。延滞金は納

期限までに納付した人との公平を図るため、納付していただきます。延滞金の割合は、銀行などの預金金利よりはるかに高い率となっています。

納付が困難なときは必ずご相談ください

市では、諸事情により市税等の納付が困難な人などのために納税相談を実施しています。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由により一時的に市税等を納期限内に納めることが困難な場合は、納期限内に収納

課に相談してください。生活状況などを聞き取った上で、分割による納付などを受けられることがあります。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞

納処分の対象になります。

納付が困難な場合は、そのまま放

置せず、必ず相談してください。相談がないと個別の事情を市では把握できません。流れに沿って滞納処分を行うこととなります。(左図参照)ファイナンシャルプランナーによる相談会も毎月実施していますので、ぜひご利用ください。

●問い合わせ先 収納課

滞納処分の流れ

納期限までに納付がない

納税通知書を送付しても納期限までに納付がない。

督促状・催告

法律に基づき督促状を送付します。それでも納付がない場合には、自宅への電話や訪問、催告書の送付などを行います。

財産調査

それでも納付がない場合、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産の調査を行います。

差押

国税徴収法などに基づき、預貯金、生命保険、給与、不動産などを差し押さえます。状況によっては自宅を捜索し、車両や動産を差し押さえます。捜索は同法に基づいて実施するため、裁判所の令状を必要としません。

換価・配当

預金や給与などは債権取り立てにより、不動産や動産は公売により換価し滞納している市税等に充当します。

筑紫地区

合同公売会を開催します

開催します



筑紫地区各市では、市税等の滞納処分により差し押さえた財産を公売します。事前の申し込みは必要ありません。気軽にご参加ください。

●日時 2月22日(土)

●場所 那珂川市市民体育館(那珂川市恵子4-1-1)

※駐車場台数に限りがあります。

●出品予定数 日用品、贈答品、家電品など約300点

●内容 下見の後に入札を行い、落札した人は代金を支払いの上、物品を持ち帰ることができます。

※物品は全て中古品扱いとなり、保証はありません。

※落札者は辞退できません。必ず買い取ってください。

●当日必要な物 購入代金、身分証明書(運転免許証など)、委任状(代理人が入札・落札する場合)、上履き

●主催 筑紫地区合同公売会実行委員会